

## 70歳から74歳までの重度障がい者医療費助成制度について

70歳から74歳までの重度障がい者で、下記所得制限内の人に対して医療費の一部（下記「一部負担金限度額」を超えた金額）を助成しています。

### ◆対象者について◆

- ・身体障害者手帳（1，2級）
  - ・療育手帳（A判定）
  - ・精神障害者保健福祉手帳（1級）
- のいずれかの所持者で70歳から74歳の人

### ◆資格申請に必要なもの◆

- ①健康保険証
- ②認め印
- ③身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ④平成23年1月2日以降に転入された人は本人・配偶者・扶養義務者の平成23年度の課税(所得)証明書（すべての収入、所得、控除額、扶養人数、住民税課税所得割税額がわかるもの）

### ◆所得制限及び一部負担金限度額について◆

所得区分	外来 ※3	入院 ※4
一般 ※1	600円	2,400円
低所得 ※2	400円	1,600円

- ※1 一般 本人、配偶者、扶養義務者全員の市町村民税所得割税額が23,5万円未満で、下記の「低所得」に該当しない世帯。
- ※2 低所得 本人、配偶者、扶養義務者全員が市県民税非課税で、かつ年金収入又は年金収入を加えた所得が80万円以下の世帯。（税の申告をしていない人がいる場合は、無収入であっても「低所得」と判定されません。このような場合は、保険年金課へ連絡してください。）
- ※3 外来 1 医療機関（病院や薬局等）ごとに、月2回目までの負担（3回目以降は無料）となります。（総合病院等の歯科は別医療機関とみなします。）  
例）所得区分一般に該当する受給者が同一月にA医院とB薬局にそれぞれ3回ずつ行った場合  
600円×2回（A医院分）+600円×2回（B薬局分）=2,400円が一部負担金となり、それぞれ3回目は無料になります。
- ※4 入院 1 医療機関での1か月の負担限度額。  
（1割負担で限度額未満の場合は、医療費の1割を負担）  
長期入院対策として、連続して3か月を超える入院の場合、4か月目以降は無料。

### ◆重度障がい者医療を使用する際の注意事項◆

1. 医療費の助成対象は「健康保険適用の診療分のみ」で、保険外の診療等（自費診療分や特定診療費、健康診断、予防接種、入院時の食事療養費、個室料など）は対象となりません。
2. 自立支援医療等の他の公費（人工透析は除く）を適用して診療を受けた分については70歳から74歳までの重度障がい者医療費助成制度での医療費の助成の対象となりません。
3. コルセット装着の支給申請は、加入している健康保険に申請後、医師の意見書(コピー可)領収書(コピー可)、支給済証明書(原本)とともに申請ください。  
(川西市の国民健康保険加入の方は保険年金課で同時に申請を受付します。)
4. 加入している健康保険が変わった場合、住所や氏名に変更があった場合などは、届け出てください。
5. 障害者施設などへ転出される場合は、障がい者に対する医療費助成制度の有無については転出先へ確認してください。

## ◆認定書の有効期限について◆

有効期限は原則として、**平成24年6月30日まで**です。

ただし、上記期限までに次に該当する場合は有効期限が異なります。

1. 平成24年6月30日までに75歳に到達する人は、誕生日から後期高齢者医療に自動的に加入することになりますので、有効期限は誕生日の前日までとなっています

後期高齢者医療被保険者証、高齢重度障がい者医療費受給者証は誕生日までに送付いたします。

また、75歳に達するまでに後期高齢者医療及び高齢重度障がい者医療費助成制度に加入することもできます。

2. 平成24年6月30日までに精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れる人は、その有効期限までとなります。

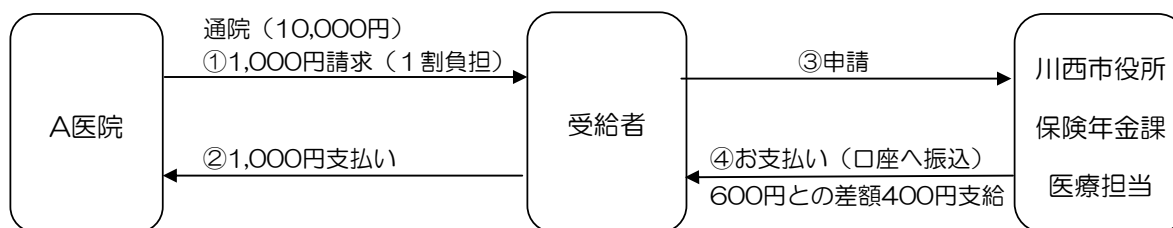
有効期限が切れるまでに手帳の更新手続きを市役所1階の障害福祉課で行い、更新した手帳をご持参の上、受給者証の更新手続きをお願いします。

## ◆医療費の支給方法◆

70歳から74歳までの受給者については、加入されている健康保険から高齢受給者証が交付されており、医療機関の窓口で一緒に適用できないため、重度障がい者医療費受給者証を交付できません。受給者証のかわりに認定通知書を交付しています。**医療費の助成は、医療機関受診後に市役所窓口で申請いただき、口座振込にて行っています。**

例) 所得区分一般、外来の場合

10,000円の治療をしたときの自己負担額は、600円です。  
実際の医療費の流れは、下図のとおりとなります。



## ◆医療費支給申請に必要なもの◆

- ① 医療機関発行の領収書 (患者氏名・保険点数・診療日数などの記載のあるもの)
- ② 健康保険証と障がい者医療費助成認定通知書
- ③ 印鑑 (認め印)
- ④ 銀行等の口座番号

(注1) **健康保険の「高額療養費」や「家族療養附加金」に該当する場合は、加入している健康保険で先に支給手続きをした後、「支給済証明書」等と上記①～④のものをご持参ください。**

(注2) 同じ月に発生した医療費は、必ずまとめて診療月の翌月以降に申請してください。

(注3) 毎月7日までに申請いただければ、翌月10日に振込みます。

■平成24年7月1日より、所得制限が本人、扶養義務者、配偶者の市民税所得割税額の合計にて行うように変更となる予定です。

【問い合わせ先】 〒666-8501 川西市中央町12番1号 川西市役所 保険年金課 医療担当  
直通電話 072-740-1108 (1階 ⑧番 「赤」のカウンター)